

令和5年第4回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年4月11日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第4回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年4月11日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、
令和5年第4回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 3 番 坂口 茂
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 11 番 森 恒仁
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 2 番 小森 貴夫(遅参)
- 19 番 岩井 正男
- 24 番 小森 正人

会議に参与したる職員

- | | | |
|-------|------|-------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 西野 智 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |
| | 主 任 | 保智 翔太 |
| 農林水産課 | 主 事 | 亀井 茜里 |

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。

総会に入ります前に、本日は事務連絡を行いますので、総会議事が短時間で執り行われますよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席委員は、23名でございます。

欠席は、2番小森委員、19番 岩井委員、24番小森委員の3名でございます。

26名中、23名の出席をいただいておりますので、本総会は成立いたしました。

只今から、令和5年第4回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第17番 前田委員、第18番 杉江委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第10号から議第12号を上程します。

議第10号 農地法第3条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。

議第10号 農地法第3条第1項の規定による申請について説明を申し上げます。

案件は1件です。

妙光寺●●●●番及び●●●●番、登記地目、現況地目共に 田、面積合計1,093㎡について、譲渡人●●●●氏から譲受人 ●●●●氏、●●●●氏

へ、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものでございます。

本申請につきましては、以前、譲渡人と譲受人の間で耕作の効率化を目的に、申請地を含む農地の交換を相談されていましたが、譲渡人が農地法における農地取得の要件を満たせなかったため、一旦、保留状態となっていました。今般、譲渡人から交換ではなく、売却のみでも構わないとの話がありましたので、譲受人がこれに応じられ、本申請に至っております。

なお、本申請時まで耕作をされていた前耕作者の方は同意されており、貸借契約の解

約手続きが既に行われております。

位置図は議案書 11 ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。譲受人の●●●● 氏、●●●● 氏に関する農地法第 3 条調査の結果は記載のとおりでございます。

該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はございません。

説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。
市木委員をお願いします。

委 員 1 4 番市木でございます。
●●さんは耕作されていませんので、隣接地を耕作されている●●さんと話がまとまり、売買されることとなり今回の申請となったものです。
よろしく、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第 1 0 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 1 0 号について賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第 1 0 号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 3 ページをご覧ください。
議第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請について説明を申し上げます。案件は 2 件です。
1 件目です。安治●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積 422 ㎡について、譲渡人 ●●●● 氏から譲受人 ●●●● 氏へ住宅にするため、売買による転用申請があったものです。譲受人の●● 氏は、現在守山市に居住されていますが、住宅建築にあたり、野洲市内で建築することを検討されていました。今般、申請地での建築を計画されたところ、譲渡人の●● 氏がそれに応じられ、今回の申請に至ったものでございます。

転用される土地は、周囲を境界ブロックで囲み、表土をすきとった後、碎石を敷きならし造成されます。

排水については、隣接する里道側に流れるよう勾配を付け、雨水を浸透柵で集水させて、既存水路に排水する計画となっております。

このことから、隣接する農地への雨水の流入防止については、里道側への排水勾配と境界ブロックの設置により対策が図られており、付近の営農には支障をきたさないと考えられます。

位置図は議案書 12 ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第 5 条調査の結果としましては、農地区分は、市街地の区域内にある農地であることから、第 3 種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

つぎに 2 件目をご説明します。三上●●●●番、登記地目、現況地目共に田、他 11 筆、面積合計 6,252 m²について、譲渡人 ●●●● 他 5 名、譲受人 ●●●●へガソリンスタンドにするため、売買による転用申請があったものでございます。

譲受人の ●●●●は滋賀県内に数十か所、県外でもガソリンスタンドを店舗展開されておられます。

申請地は国道 8 号線と接続する県道野洲甲西線の沿線上であり、近隣にガソリンスタンドがありませんので、道路を利用するドライバーは不便を感じる方もおられております。そこで、この沿線上にガソリンスタンドの設置を譲受人が検討され、立地的に直線で見通しの良いことから、今回の申請地を適地と判断されております。造成につきましては、軟弱土を取り除き山土砂などの良質土に入れ替え、緑地を除く部分はアスファルト舗装をされて給油機、洗車機等を設置されます。

また、雨水排水計画につきましては、場内の雨水は勾配をもって、場内に整備される水路側溝に流されます。その水は油水分離槽を介して洪水調整池で調整され、既設水路に排水されます。洪水調整池と油水分離槽は東側と西側に 2 か所設置される計画となっており、この設置により区域外の既設水路の安定した流下の確保と場内からの砂等の流出防止、また、油等の流出も防止できる計画となっており、この対策により隣接する農地への影響についても支障をきたすことはないと考えられます。また、地元自治会、隣接する土地の所有者への説明、同意も得られております。

位置図は議案書 13 ページをご覧ください。

また、別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は、農地区分においては、一般交通の用に供されている沿道の区域であり、かつ、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設が存することから第 3 種農地であります。その他の項目についても記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、1 件目の意見委員、第 2 番小森委員が欠席ですので、

事務局が変わって説明をお願いします。

事務局 意見委員が欠席ですので変わって説明をさせていただきます。
申請農地については、市街地の区域内にある農地であることから第3種農地であります。また、隣接する農地の所有者と耕作者からも理解が得られており、関係機関との調整も行われておりますので、許可相当と判断しております。
委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 続きますして2件目につきますして、第14番市木委員をお願いします。

委 員 14番市木でございます。
当該農地につきますしては三上山の麓にあり、作物を栽培してもイノシシ等にあらされますので、所有者の皆さんは雑草の保全管理に努めておられます。今回ガソリンスタンドが出店される事になり、売買契約も成立した事ら今回の申請となりました。
よろしく、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
今回申請のあった2件目につきますしては、3,000㎡を超えますので、滋賀県の常設審議委員会に付議される案件であります。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第11号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第11号について賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第11号は、議案どおりと決定いたしました。

続きますして、議第12号農地利用集積計画についてを議題とします。
この案件につきますしては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで。所有権移転関係の方は、ご退席を。貸借関係の方につきますしては、意見及び挙手されないようにすることで進めます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。
議題12号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。
当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提

出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 18 件、32 筆、63,554 ㎡です。

これらは農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

議 長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑がございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議第 12 号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第 12 号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第 12 号は、議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は終了いたします。

続きまして、日程第 4、報告案件に入ります。

報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について報告します。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

議案書の 6 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてを
ご説明いたします。

案件は 3 件です。

1 件目です。小篠原 ●●●●番及び、●●●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積合計 267 ㎡。届出人 ●●●●氏から 駐車場として転用するため届出があったものです。届出にあたり、顛末書が提出されております。

位置図は議案書 14 ページになります。

2 件目です。

西河原 ●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積 371 ㎡。

届出人 ●●●●氏から 露天駐車場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書 15 ページになります。

3 件目です。

西河原 ●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積 455 ㎡。届出人 ●●●●氏から 露天駐車場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書 16 ページになります。

説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報告第7号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
を報告します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 議案書の7ページをご覧ください。
報告第7号 農地法第5条第1項第9号の規定による届出についてをご説明いた
します。
案件は1件です。
小堤 ●●●●番及び、●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積合計170
㎡。届出人 ●●●●氏から 農業用施設として転用するため届出があったもの
です。
位置図は議案書17ページになります。
説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
を報告します。
それでは、事務局の報告を求めます

事務局 議案書の8ページから9ページをご覧ください。
報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてをご説明い
たします。
案件は5件です。
1件目です。
小篠原 ●●●●番及び、●●●●番、登記地目 現況地目 共に田、面積合
計621㎡について、譲渡人 ●●●●氏 から 譲受人 ●●●●へ分譲宅地と
して転用するため届出があったものです。
位置図は議案書18ページになります。
2件目です。

大篠原 ●●●●番、登記地目 現況地目 共に畑、面積 224 m²について、
譲渡人 ●●●●氏 から 譲受人 ●●●●へ資材置場として転用するため
届出があったものです。

位置図は議案書 19 ページになります。

3 件目です。

大篠原 ●●●●番、登記地目 現況地目 共に田、面積 112 m²について、
譲渡人 ●●●●氏 から 譲受人 株 ●●●●へ資材置場として転用するた
め届出があったものです。

位置図は議案書 20 ページになります。

4 件目です。9 ページをご覧ください。

大篠原 ●●●●番、登記地目 畑、 現況地目 介在山林、面積 77 m²につ
いて、譲渡人 ●●●●氏 から 譲受人 ●●●●氏へ隣地駐車場の拡張とし
て転用するため届出があったものです。

位置図は議案書 21 ページになります。

5 件目です。

大篠原 ●●●●番及び、●●●●番、登記地目 宅地、現況地目 畑、面積
合計 933.44 m²について、譲渡人 ●●●●氏 から 譲受人 ●●●●氏へ資材
置場として転用するため届出があったものです。位置図は議案書 22 ページにな
ります。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報告第 9 号 田畑転換等農地の形状変更の届出のについて
を報告します。

それでは、事務局の報告を求めます

事務局 議案書の 10 ページをご覧ください。
報告第 9 号 田畑転換等農地の形状変更の届出についてをご説明いたします。
案件は 2 件です。
1 件目です。
喜合 ●●●●番及び、●●●●番、登記地目 現況地目 共に田、面積合計 334
m²。届出人 ●●●●氏から田から畑へ形状変更するために届出があったもので
す。
位置図は議案書 23 ページになります。
2 件目です。

虫生 ●●●●番及び、●●●●番、登記地目 田 現況地目 畑、面積合計 482 m²。届出人 ●●●● 氏から畑から田へ形状変更するために届出があったものです。

位置図は議案書 24 ページになります。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

令和5年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 1分